

株 主 各 位

大阪府八尾市渋川町2丁目1番3号
松本油脂製薬株式会社
代表取締役社長 木村直樹

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のお引立を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を踏まえ、本総会につきましては、極力、書面による議決権行使のご検討をお願い申し上げます。書面により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会当日の対応に関しましては、次頁の〈新型コロナウイルス感染症への対応につきまして〉をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前11時
2. 場 所 大阪府八尾市渋川町2丁目1番3号
本社 第二研究ビル2階会議室
(後記の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第83期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第83期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mtmtys.co.jp/>)に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様への「お土産」及び「食事会」は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症への対応につきまして>

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、当社第83回定時株主総会の開催にあたり、株主の皆様のご健康とご安全を第一に考え、当社の対応について下記のとおりご案内申し上げます。

◎株主総会へのご出席について

- ・ 本総会につきましては、可能な限り、ご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。ご出席をお控えいただける株主様におかれましては、同封の議決権行使書用紙にて事前に議決権をご行使いただきますよう、併せてお願い申し上げます。
- ・ ご高齢の方、基礎疾患のある方、体調のすぐれない方は、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・ 当日ご出席を検討されている株主の皆様におかれましては、開催日時点での流行状況やご出発前にご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会会場での当社の対応について

- ・ 株主総会の運営スタッフにつきましては、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・ 会場受付前でアルコール消毒や検温にご協力いただく場合があります。また、発熱が確認された場合は、ご入場の制限等をさせていただくことがあります。
- ・ 会場内は、株主様に可能な限り間隔を空けてお座りいただくよう、座席を配置いたします。そのため十分な座席を確保できない可能性があります。

※今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mtmtys.co.jp/>) に掲載いたします。適宜ご覧くださいようお願い申し上げます。

何卒ご理解ご協力の程、お願い申し上げます。

第 83 期 事 業 報 告

〔 2020年 4月 1日から
2021年 3月 31日まで 〕

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の長期化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国内外の経済活動の停滞や縮小により、景気は急速に悪化しました。感染症対策として各国が実施した渡航制限、都市封鎖の影響、さらにはウイルス変異株による感染の再拡大により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国内では、顧客における生産活動は回復基調にありますが、依然自粛ムードを引きずり、全体としては十分な回復には至っておりません。海外では、2020年の初めから新型コロナウイルス感染症による世界経済悪化の影響を受けたため、各地での顧客における生産量の大幅減少や生産の一時停止、さらにはロックダウンによる物流機能の停滞等がありました。期の終盤においては、大幅な回復が見られたものの、全体としては減収となりました。

このような状況下、当社グループでは、引き続き高品質で価格競争力のある製品の開発に取り組むとともに、新規顧客・用途開拓活動の推進により収益の維持・向上を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高29,605百万円(前年同期比5.7%減)、営業利益3,945百万円(前年同期比17.0%減)、経常利益4,809百万円(前年同期比11.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益3,433百万円(前年同期比11.7%減)となりました。

・部門別の業績は、次のとおりであります。

- ① 界面活性剤部門における当連結会計年度の売上高は21,772百万円(前年同期比3.2%減)、営業利益は2,881百万円(前年同期比15.0%減)となりました。

陰イオン界面活性剤の分野におきましては、国内繊維産業は、徐々に生産を再開しているものの、十分な回復には至っておりません。海外向けでは、繊維工業分野は堅調でしたが、非繊維工業分野の販売不振もあり、外部顧客に対する売上高は2,866百万円(前年同期比9.9%減)となりました。

非イオン界面活性剤の分野におきましては、国内では衣料分野向けの販売が減少し、カーシートなどの自動車資材での回復が見られたものの、落ち込みをカバーすることはできませんでした。非繊維工業分野では、洗剤向けが好調に推移しました。海外向けでは、繊維工業分野が好調でしたが、外部顧客に対する売上高は17,922百万円（前年同期比2.3%減）となりました。

陽・両性イオン界面活性剤の分野におきましては、国内の繊維衣料用加工剤の販売は減少しましたが、家庭用洗剤向けが伸長し外部顧客に対する売上高は983百万円（前年同期比2.2%増）となりました。

- ② その他部門における当連結会計年度の売上高は7,832百万円（前年同期比12.0%減）、営業利益は1,064百万円（前年同期比21.8%減）となりました。

高分子・無機製品等の分野におきましては、繊維工業関連では、衣料の国内生産が2020年初頭より悪化し、ゴールデンウィーク以降に大きく減少しました。非繊維工業関連では、主用途である自動車関連の需要が、期の終盤に回復したものの前年を下回る販売となりました。設備投資関連資材は、一部製品の終売により販売縮小となりました。その結果、外部顧客に対する売上高は7,832百万円（前年同期比12.0%減）となりました。

2. 対処すべき課題

世界経済の見通しは、新型コロナウイルスの感染再拡大の影響により、ワクチン接種効果による景気回復が期待されるものの、依然として不透明な状態が続いております。日本でも感染拡大が継続するなかで、一定の経済活動抑制を余儀なくされることが予想され、回復基調であった経済環境の停滞・悪化が懸念されております。

このような状況下、当社グループといたしましては、ポストコロナを見据えつつ、今後も引き続き経営基盤の強化に取り組んでまいります。また、競争力のあつた新製品の開発、販路の拡大、製品の安定供給体制の維持、社内の合理化により全社一丸となり業績の拡充と収益率の向上に努める所存でございます。

ここ数年、生産設備の増強に努めてまいりましたが、その有効活用と既存設備の見直しを引き続き展開してまいりたいと考えております。

また研究開発につきましては、付加価値のより高い新素材・新用途の開発を行っておりますが、今後とも社会情勢の変化に対応すべく適材適所で機動的に事業の運営を図ってまいりたいと考えております。

株主各位におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資及び資金調達の状況

- (1) 当連結会計年度の設備投資総額は483百万円でありましたが、その主なものは、本社工場及び静岡工場における生産設備の更新、増設であります。
- (2) 上記の設備投資資金は、いずれも自己資金によってまかなっております。

4. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区 分 | 第 80 期 〔2017年4月1日から 2018年3月31日まで〕 | 第 81 期 〔2018年4月1日から 2019年3月31日まで〕 | 第 82 期 〔2019年4月1日から 2020年3月31日まで〕 | 第83期(当期) 〔2020年4月1日から 2021年3月31日まで〕 |
|-----------------|---|---|---|---|
| 売 上 高 | 32,112 | 32,803 | 31,393 | 29,605 |
| 経 常 利 益 | 5,825 | 6,397 | 5,448 | 4,809 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 3,830 | 4,534 | 3,888 | 3,433 |
| 1株当たり当期純利益 | 1,183円38銭 | 1,401円19銭 | 1,201円59銭 | 1,060円99銭 |
| 純 資 産 | 49,677 | 52,867 | 55,010 | 58,343 |
| 総 資 産 | 60,093 | 63,070 | 64,706 | 68,650 |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 子会社等の状況

当期の連結対象は株式会社マツモトユシ・インドネシア1社で、当社の議決権比率は65%であります。持分法適用会社は日本クエーカー・ケミカル株式会社、他1社であります。

(2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(3) その他

松本興産株式会社は当社の議決権を21.3%所有しており、当社は同社の関連会社であります。

6. 主要な事業内容

| 品 目 | | 用 途 | 主 要 製 品 |
|---------------------------------|--------------|---|--|
| 界 面 活 性 剤 部 門 | 陰イオン界面活性剤 | 織 維 工 業 農 薬 工 業 ゴ ム 工 業 洗 剤 工 業 | 化合繊紡糸紡績油剤、チーズ用柔軟平滑剤 農薬防疫用乳化剤 防着、離型剤 食器、食品洗浄剤 |
| | 非イオン界面活性剤 | 織 維 工 業 鉄 鋼 金 属 工 業 製 缶 工 業 樹 脂 工 業 香 粧 品 工 業 公 害 防 止 産 業 | 化合繊紡糸紡績油剤、コーニングオイル、フィラメント 織布用経糸油剤、精練洗浄剤、染色助剤 圧延油、作動油、金属洗浄剤 成型用油剤 合成樹脂用練込帯電防止剤 乳化剤 流出油処理剤 |
| | 陽・両性イオン界面活性剤 | 織 維 工 業 樹 脂 工 業 香 粧 品 工 業 | 柔軟仕上剤、チーズ用柔軟平滑剤、永久通気性撥水剤 合成樹脂用帯電防止剤 洗剤原料 |
| そ の 他 部 門 | 高分子・無機製品 | 織 維 工 業 建 材 工 業 機 械 工 業 電機・機械工業 自 動 車 産 業 印 刷 工 業 香 粧 品 工 業 エレクトロニクス産業 | 経糸用糊剤、風合改良剤、繊維加工剤 壁材用接着補強剤、軽量化充填剤 合成ダイヤモンド 磁性流体 軽量化剤 インキ、塗料加工剤 触感向上剤、紫外線防止剤 感熱用薬剤、電池用多孔化剤 |
| | | 仕 入 商 品 | 建 材 工 業 織 維 工 業 |

7. 主要な営業所及び工場

(1) 当 社

| | | |
|-------|--------|--------------------------|
| 営 業 所 | 大阪営業所 | 東京営業所 |
| 工 場 | 本社製造部門 | 静岡製造部（袋井市） 大阪製造部（高石市） |

(2) 子会社

| | |
|-----|----------|
| 工 場 | インドネシア工場 |
|-----|----------|

8. 従業員の状況

| | | |
|-----|---------|-------------|
| 区 分 | 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 |
| 合 計 | 472名 | 1名減 |

9. 主要な借入先

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行済株式総数 3,235,872株（自己株式1,276,779株を除く。）
2. 株 主 数 694名
3. 大 株 主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--|----------|---------|
| 松 本 興 産 株 式 会 社 | 687,756株 | 21.25% |
| 松 栄 産 業 株 式 会 社 | 320,569 | 9.91 |
| THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114 | 263,788 | 8.15 |
| 有 限 会 社 木 村 | 207,900 | 6.42 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 135,480 | 4.19 |
| 木 村 直 樹 | 133,247 | 4.12 |
| 鱒 洲 み よ 子 | 123,438 | 3.81 |
| 松 本 新 太 郎 | 123,290 | 3.81 |
| 木 村 芳 樹 | 93,328 | 2.88 |
| 第 一 生 命 保 險 株 式 会 社 | 80,000 | 2.47 |

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|-------|---|
| 代表取締役社長 | 木村直樹 | 松本興産株式会社代表取締役社長 |
| 代表取締役専務 | 山田正幸 | 管理本部長兼管理部長 |
| 専務取締役 | 久下修平 | 技術生産本部長兼技術部長 |
| 専務取締役 | 岡田幸久 | 営業本部長兼輸出部長 |
| 取締役 | 柴野道宏 | 技術生産本部副本部長(繊維部門担当)兼合弁事業室長 |
| 取締役 | 橘興林 | 営業本部副本部長 |
| 取締役 | 柳田登 | |
| 常勤監査役 | 山根紳一郎 | |
| 監査役 | 三嶋孝司 | |
| 監査役 | 叶智加羅 | 叶法律事務所代表 株式会社大森屋監査役 |
| 監査役 | 西本清一 | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長 公益財団法人京都高度技術研究所理事長 |

(注) 1. 当期中の異動

- 2020年6月26日開催の第82回定時株主総会において、矢野真剛氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 取締役柳田登氏は社外取締役であります。
なお、取締役柳田登氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役三嶋孝司氏、監査役叶智加羅氏、監査役西本清一氏の各氏は社外監査役であります。
なお、監査役三嶋孝司氏、監査役西本清一氏の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

3. 当該年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会にて決議しております。取締役の報酬の決定に際しては、企業価値の持続的な向上を図るため、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役及び監督機能を担う社外取締役の報酬は、いずれも基本報酬のみであり、月額支給の固定報酬制としております。その額につきましては、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬の額は、1991年6月28日開催の第53回定時株主総会において、取締役の年間報酬総額の上限を375百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の年間報酬総額の上限を75百万円として、決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役の員数は2名となっております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額につきましては、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長木村直樹がその具体的内容について委任を受けており、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であります。当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が客観性、公正性、透明性が確保された状態で行使されていることを確認しており、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 役員区分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | | 対象となる 役員の員数 |
|------------------|------------------|------------------|-------------|-----------|----------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動 報酬等 | 退職 慰労金 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 164百万円 (9百万円) | 164百万円 (9百万円) | — | — | 8名 (1名) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 33百万円 (19百万円) | 33百万円 (19百万円) | — | — | 4名 (3名) |
| 合計 | 197百万円 | 197百万円 | — | — | 12名 |

(注) 取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

監査役叶智加羅氏は、叶法律事務所の代表及び株式会社大森屋の監査役であります。当社は、株式会社大森屋とは特別の関係はありませんが、叶法律事務所との間には法律顧問契約があります。

監査役西本清一氏は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長及び公益財団法人京都高度技術研究所理事長であります。当社は、両研究所とは特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における活動状況

イ. 取締役会及び監査役会の出席状況

| | 取締役会(13回開催) | | 監査役会(14回開催) | |
|-----------|--------------|-------|--------------|-------|
| | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 取締役 柳田 登 | 13回 | 100% | | |
| 監査役 三嶋 孝司 | 13回 | 100% | 14回 | 100% |
| 監査役 叶 智加羅 | 12回 | 92.3% | 13回 | 92.9% |
| 監査役 西本 清一 | 13回 | 100% | 14回 | 100% |

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役柳田登氏は、企業経営者として培われた幅広い知識と経験に基づき、取締役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役三嶋孝司氏は、企業経営者として培われた幅広い知識と経験に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役叶智加羅氏は、弁護士としての見識に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役西本清一氏は、化学分野におけるその高度な専門知識と幅広い知見に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。

ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役柳田登氏は、国内外において化学品事業の企業経営に長年携わってこられた幅広い知識と経験を活かし、取締役会において客観的な立場から、助言・提言を行っており、取締役会の機能強化および当社経営の監督に適切な役割を果たしています。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

清稜監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | |
|---------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 19百万円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財務上の利益の合計額 | 19百万円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である英文財務諸表作成に関する助言等についての対価を支払っております。

3. 子会社の監査に関する事項

I 企業集団の現況に関する事項 5. 重要な親会社及び子会社の状況に記載の当社の重要な子会社である株式会社マツモトユシ・インドネシアについては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定をいたします。

V 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が、法令、定款、社内規程及び社会規範を遵守すべき基本として「松本油脂製菓グループ企業行動規範」を制定し、コンプライアンスを徹底する体制を構築する。コンプライアンス担当取締役は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・改善に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令及び「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループのリスク管理については「リスク管理規程」に基づき、松本油脂製菓グループの横断的なリスクマネジメント体制の整備、問題点の把握及び危機発生時の対応を行う。
 - (2) 当社グループ全体の組織横断的リスクへの対応は、当社代表取締役社長を本部長として対策本部を設置し、管理部を事務局として迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる。各部門所轄業務に附属するリスクは担当部門がこれにあたり、その状況はすべて取締役会・監査役会及び管理部に報告される。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行については、「組織・業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づいて、月1回開催される取締役会において決定する。また、必要に応じて臨時取締役会及び代表取締役との打合わせ、並びに取締役を横断する連絡会議において審議し、意思決定のプロセスの効率化・迅速化を図るとともに、定期的な運用状況を検証する体制をとる。
5. 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループの業務の適正については、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適正なものとし、子会社を担当する取締役は、子会社の法令の遵守並びにリスク管理体制を構築する責任を持つ。子会社は、業務推進状況及び地域社会の様相について随時子会社を担当する取締役に報告し、意思の疎通を図る。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助する使用人は置かないが、監査役の職務を補助すべき組織として、管理部がこれを担当する。
なお、補助業務に関しては取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
 - (1) 当社グループの取締役及び使用人は当社グループの目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告する。
なお、使用人にあつては取締役を経由して報告するものとする。
 - (2) 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知する。
 - (3) 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を行った時は、速やかに当該費用または債務を処理する。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係わる重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - (2) 監査役会による取締役及び使用人から情報収集の機会及び監査法人との情報交換の機会を確保する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従い、具体的な取組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、管理部及び内部監査担当者が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する意識づけを行い、当社全体を統括、推進させています。

VI 株式会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。したがって、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量の買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量の買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量の買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様には株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買取者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買取者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に資さない大量の買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量の買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉

当社は1926年の創業以来、界面活性剤メーカーとして紡糸・紡績油剤から糊付け、染色、最終仕上げ加工まで繊維産業のすべての生産工程に係わる薬剤を提供し、繊維産業の発展に大きく貢献してまいりました。

また、一般工業分野においても、長年蓄えてきた界面科学の技術を駆使して、様々な機能性工業薬品を開発し、多様な産業分野への市場開拓に力を注いでまいりました。

当社は、このような当社の企業価値の源泉は、①繊維産業のグローバル化に伴う新たな市場を開拓する力、②炭素繊維やアラミド繊維あるいは生分解性繊維等スーパー繊維といわれる先端技術への対応力や繊維産業向けの薬剤の高機能化に伴う技術開発力、③マイクロカプセル・マイクロビーズ等の超微粒子の分野において当社が占める高いマーケットシェア、④用途開発が進む一般工業用の界面活性剤・高分子製品の技術開発力及び⑤IS09001及びIS014001により運用される生産体制や品質保証体制など、創業以来培ってまいりました有形無形の財産に加えて、お取引先様、お得意先様、当社従業員等との長年に亘る信頼関係の維持等にあるものと考えております。

(2) 企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値向上のための取組みといたしまして、当社の社是「顧客には良品廉価で満足を」が示すように、多様化するお取引先様、お得意様のニーズをいち早くとらえ、新たな価値ある製品をご提供できるよう豊富なスタッフによる研究開発・製造に努めてまいります。また、当社は界面活性剤分野のみならず、高分子分野におきましても独自の技術開発を行うことにより現在の地位を築いてまいりましたが、今後も技術開発力を高めていくことにより、海外顧客層の拡大を図り、グローバル経済への対応力を強化してまいります。さらに、当社及び当社グループの事業構成とその方向性を明確にし、選択と集中により経営資源の配分見直しを継続的に進め、資本効率を高める事業投資、設備投資を行い、将来に亘って拡大・発展させる布石を着実に打つことにより、今後の収益基盤の一層の安定と確立に努めてまいります。

海外におきましては、成長市場である中国・インド等での拡販に重点課題として取り組むとともに、北米やヨーロッパにおいても積極的な展開を図ってまいります。

当社は、業績の伸びに応じて株主利益の増大を図ることを利益配分の基本方針とし、剰余金の配当を行っております。また、内部留保資金につきましては、企業体質の強化と将来の事業展開に備えて活用してまいります。

さらに、当社は、社会的責任への取組み強化も積極的に推進してまいります。法令遵守や企業倫理の一層の浸透に努めるとともに、社会的責任に対する真摯な姿勢・誠実な対応がお取引先様、お得意先様から信頼される会社であるための要件であることを自覚し、界面活性剤メーカーとして常に付加価値をお届けする研究開発及び品質保証体制の強化に努めてまいります。これらに加え、環境マネジメントの推進、コンプライアンス体制の確立、リスクマネジメント等の充実にも鋭意努力してまいります。コーポレート・ガバナンスにつきましては、意思決定のスピードアップと活力のある組織運営に努めており、1999年より変化する経営環境に迅速かつ緊張感を持って対応するため取締役の任期を1年としております。

今後とも界面活性剤メーカーとして安全で高品質な製品を提供することは勿論のこと、お取引先様、お得意先様に信頼され多様化するニーズに対応できる分野を開拓し、さらなる事業拡大と業績向上に向けて一層の努力を重ねてまいります。

当社は、これらの取組みが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、基本方針に照らし、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株券等の大量な買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は、2008年5月16日開催の当社取締役会において、第70回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを効力発生条件として、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を導入し、その後、第73回定時株主総会、第76回定時株主総会及び第79回定時株主総会において、それぞれ株主の皆様のご承認に基づき一部変更の上当該対応策を継続いたしました（以下、当該一部変更後の当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）本プランの有効期限は、2020年6月に開催の当社第82回定時株主総会の終了の時までとなっております。

当社は本プランの継続後も、買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、当社の企業価値の向上ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保・向上のための当社の取組みについて引き続き検討を行ってまいりましたが、当社取締役会において、第82回定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを有効発生条件として、本プランを継続することを決議し、第82回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

4. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2.）について

上記2.「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的な取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記3.）について

イ. 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

ロ. 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

i) 買収防衛策に関する指針等を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足し、また、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。さらに、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

ii) 株主の皆様の意思の重視と情報開示

当社は、株主の皆様にご承認いただくことを条件として買収防衛策を導入し、また定時株主総会における株主の皆様のご承認を本プランの継続の条件としており、本プランには株主の皆様の意思が反映されるものとなっております。

本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランは、その廃止においても、株主の皆様の意思を尊重した形になっております。

さらに、これらに加えて、当社取締役会は、実務上適切であると判断する場合または独立委員会からの勧告があった場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様の意思を確認することとされており、株主の皆様の意思が反映されます。

また、株主の皆様へ、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際の意思形成を適切に行っていたために、当社取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

iii) 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

① 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、引き続き、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、当社取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

② 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

iv) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、期差任期制ではないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------|--------|-------------------|--------|
| 流 動 資 産 | 53,079 | 流 動 負 債 | 9,056 |
| 現金及び預金 | 36,558 | 買 掛 金 | 6,666 |
| 受取手形及び売掛金 | 8,214 | 未 払 金 | 1,285 |
| 電子記録債権 | 200 | 未払法人税等 | 717 |
| 有 価 証 券 | 3,928 | 賞 与 引 当 金 | 321 |
| た な 卸 資 産 | 3,318 | そ の 他 | 65 |
| そ の 他 | 862 | 固 定 負 債 | 1,249 |
| 貸倒引当金 | △3 | 退職給付に係る負債 | 973 |
| 固 定 資 産 | 15,571 | 資産除去債務 | 110 |
| 有形固定資産 | 6,747 | 繰延税金負債 | 91 |
| 建物及び構築物 | 2,842 | そ の 他 | 74 |
| 機械装置及び運搬具 | 3,207 | 負 債 合 計 | 10,306 |
| 土 地 | 528 | 純 資 産 の 部 | |
| 建設仮勘定 | 24 | 株 主 資 本 | 56,814 |
| そ の 他 | 143 | 資 本 金 | 6,090 |
| 無形固定資産 | 42 | 資 本 剰 余 金 | 6,518 |
| 投資その他の資産 | 8,781 | 利 益 剰 余 金 | 51,529 |
| 投資有価証券 | 7,908 | 自 己 株 式 | △7,322 |
| 繰延税金資産 | 1 | その他の包括利益累計額 | 1,386 |
| 保険積立金 | 631 | その他有価証券 | 1,506 |
| そ の 他 | 246 | 評 価 差 額 金 | △164 |
| 貸倒引当金 | △6 | 為替換算調整勘定 | 44 |
| | | 退職給付に係る | 142 |
| | | 調 整 累 計 額 | |
| | | 非支配株主持分 | 142 |
| | | 純 資 産 合 計 | 58,343 |
| 資 産 合 計 | 68,650 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 68,650 |

連結損益計算書

〔 2020年4月1日から
2021年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

| 科 目 | 内 訳 金 額 | 金 額 |
|-------------------------------|---------|--------|
| 売 上 高 | | 29,605 |
| 売 上 原 価 | | 21,991 |
| 売 上 総 利 益 | | 7,614 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 3,668 |
| 営 業 利 益 | | 3,945 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 18 | |
| 受 取 配 当 金 | 116 | |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益 | 160 | |
| 為 替 差 益 | 330 | |
| 助 成 金 収 入 | 103 | |
| そ の 他 | 147 | 877 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 0 | |
| そ の 他 | 13 | 13 |
| 経 常 利 益 | | 4,809 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 0 | |
| 補 助 金 収 入 | 190 | 191 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 10 | |
| 固 定 資 産 圧 縮 損 | 187 | 198 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 4,803 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,380 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △21 | 1,358 |
| 当 期 純 利 益 | | 3,444 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | 11 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | 3,433 |

連結株主資本等変動計算書

〔 2020年4月1日から
2021年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|----------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 6,090 | 6,518 | 49,066 | △7,321 | 54,353 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △970 | | △970 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 3,433 | | 3,433 |
| 自己株式の取得 | | | | △1 | △1 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | 2,462 | △1 | 2,461 |
| 当 期 末 残 高 | 6,090 | 6,518 | 51,529 | △7,322 | 56,814 |

(単位：百万円)

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|----------------------|------------------|----------|--------------|-------------------|---------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括 利益累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 650 | △154 | 6 | 502 | 154 | 55,010 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △970 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | 3,433 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △1 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 856 | △10 | 38 | 883 | △11 | 872 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 856 | △10 | 38 | 883 | △11 | 3,333 |
| 当 期 末 残 高 | 1,506 | △164 | 44 | 1,386 | 142 | 58,343 |

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称：株式会社マツモトユシ・インドネシア

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

関連会社の名称：日本クエーカー・ケミカル株式会社

立松化工股份有限公司

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券：時価のあるものは決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
時価のないものは総平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・商品・仕掛品：主として総平均法

原材料：主として総平均法

貯蔵品・容器（原材料）：主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産：建物（建物附属設備は除く）

① 1998年3月31日以前に取得したもの
主として旧定率法

② 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの
主として旧定額法

③ 2007年4月1日以後に取得したもの
主として定額法

建物附属設備、構築物

- ① 2007年3月31日以前に取得したもの
主として旧定率法
- ② 2007年4月1日以後に取得したもの
主として定率法
- ③ 2016年4月1日以後に取得したもの
主として定額法

機械装置

- ① 2007年3月31日以前に取得したもの
主として旧定額法
- ② 2007年4月1日以後に取得したもの
主として定額法

車両運搬具、工具、器具及び備品

- ① 2007年3月31日以前に取得したもの
主として旧定率法
- ② 2007年4月1日以後に取得したもの
主として定率法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 10～50年 |
| 機械装置 | 8年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～10年 |
| リース資産 | 6年 |

無形固定資産：定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社マツモトユシ・インドネシアの決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用して連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の日翌連結会計年度から定額法により5年間で費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の連結会計年度で一括して費用処理しております。

③ 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により処理しております。

(表示方法の変更)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 繰延税金資産1百万円及び繰延税金負債91百万円

将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを基に、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。

将来の課税所得見込額はその時の経営環境等により変動するため、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合は、当社グループの繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 投資有価証券(非上場株式) 891百万円

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式について、投資先の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合、回復可能性を判断した上で、評価額の切り下げの要否を決定しております。

将来において投資先の業績が著しく低下し、投資有価証券の評価額の切り下げを行うこととなった場合、翌期以降の当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 18,025百万円 |
| 2. 担保受入金融資産 | |
| 売掛債権の担保として受け入れている自由処分権のある有価証券の時価は223百万円であります。 | |
| 3. 国庫補助金による圧縮記帳額は、建物及び構築物37百万円、機械装置及び運搬具186百万円であり、連結貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。 | |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- | | |
|-----------------------------|------------|
| 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 4,512,651株 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2020年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 970 | 300 | 2020年 3月31日 | 2020年 6月29日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の 総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|---------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2021年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 970 | 300 | 2021年 3月31日 | 2021年 6月30日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として資産の保全を目的とし、安全性の高いものに限って行うものとしております。

必要に応じてデリバティブ取引等を行う場合は、取締役会の承認を得るものとしております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外展開に伴う外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されています。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券、投資信託、投資事業組合出資であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、6ヶ月以内の支払期日となっております。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権に関しては、営業部門が取引先ごとに期日管理及び残高管理を毎月行うとともに、回収遅延のおそれのあるときは関係部門と連絡を取り、速やかに適切な処理を取るようしております。

金融商品は、金融商品並びに為替管理規程に従い、取締役会の承認を得た安全性の高いものを対象としています。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

株式は、定期的に時価や発行体企業の財務状況を把握しております。また、債券、投資信託、投資事業組合出資については、継続的なモニタリングを通して管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務は、手元流動性を高水準に保つことにより流動性リスクを回避しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額（*1） | 時価（*1） | 差額 |
|-----------------------------|--------------------|---------|----|
| (1) 現金及び預金 | 36,558 | 36,558 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 8,214 | 8,214 | — |
| (3) 電子記録債権 | 200 | 200 | — |
| (4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 9,191 | 9,191 | — |
| (5) 買掛金 | (6,666) | (6,666) | — |

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金 (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 関係会社株式、非上場株式及び出資金（連結貸借対照表計上額2,646百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|------------|------------|
| 1株当たり純資産額 | 17,986円18銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 1,060円99銭 |

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------|--------|-------------------|--------|
| 流 動 資 産 | 52,714 | 流 動 負 債 | 9,068 |
| 現金及び預金 | 36,387 | 買掛金 | 6,685 |
| 受取手形 | 337 | リース債務 | 2 |
| 電子記録債権 | 200 | 未払金 | 1,272 |
| 売掛金 | 7,828 | 未払法人税等 | 712 |
| 有価証券 | 3,928 | 賞与引当金 | 321 |
| 商品及び製品 | 1,782 | その他の | 73 |
| 仕掛品 | 517 | 固 定 負 債 | 1,279 |
| 原材料 | 836 | 退職給付引当金 | 1,002 |
| 貯蔵品 | 51 | リース債務 | 7 |
| その他 | 843 | 資産除去債務 | 110 |
| 繰延税金負債 | | 繰延税金負債 | 91 |
| その他 | | その他 | 66 |
| 固 定 資 産 | 14,420 | 負 債 合 計 | 10,347 |
| 有形固定資産 | 6,697 | 純 資 産 の 部 | |
| 建物 | 1,913 | 株 主 資 本 | 55,280 |
| 構築物 | 927 | 資 本 金 | 6,090 |
| 機械装置 | 3,177 | 資 本 剰 余 金 | 6,518 |
| 車両運搬具 | 24 | 資 本 準 備 金 | 737 |
| 工具、器具及び備品 | 125 | その他資本剰余金 | 5,780 |
| 土地 | 512 | 利 益 剰 余 金 | 49,995 |
| リース資産 | 9 | 利 益 準 備 金 | 785 |
| 建設仮勘定 | 5 | その他利益剰余金 | 49,210 |
| 無形固定資産 | 42 | 退職給与積立金 | 300 |
| ソフトウェア | 34 | 別途積立金 | 24,800 |
| その他 | 7 | 繰越利益剰余金 | 24,110 |
| 投資その他の資産 | 7,680 | 自 己 株 式 | △7,322 |
| 投資有価証券 | 6,416 | 評価・換算差額等 | 1,506 |
| 関係会社株式 | 394 | その他有価証券 | |
| 保険積立金 | 631 | 評価差額金 | 1,506 |
| その他 | 243 | 純 資 産 合 計 | 56,787 |
| 貸倒引当金 | △6 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 67,134 |
| 資 産 合 計 | 67,134 | | |

損 益 計 算 書

〔 2020年4月1日から
2021年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

| 科 目 | 内 訳 金 額 | 金 額 |
|-----------------------|---------|--------|
| 売 上 高 | | 29,312 |
| 売 上 原 価 | | 21,807 |
| 売 上 総 利 益 | | 7,505 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 3,608 |
| 営 業 利 益 | | 3,896 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 15 | |
| 受 取 配 当 金 | 196 | |
| 為 替 差 益 | 334 | |
| 助 成 金 収 入 | 103 | |
| そ の 他 | 147 | 798 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 0 | |
| そ の 他 | 13 | 13 |
| 経 常 利 益 | | 4,681 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 0 | |
| 補 助 金 収 入 | 190 | 191 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 10 | |
| 固 定 資 産 圧 縮 損 | 187 | 198 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 4,675 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,369 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △22 | 1,346 |
| 当 期 純 利 益 | | 3,328 |

株主資本等変動計算書

[2020年4月1日から
2021年3月31日まで]

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | |
|---------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 6,090 | 737 | 5,780 | 6,518 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | |
| 当 期 純 利 益 | | | | |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | — | — |
| 当 期 末 残 高 | 6,090 | 737 | 5,780 | 6,518 |

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------|-----------|-----------------|---------------|--------|---------------|
| | 利 益 剰 余 金 | | | | |
| | 利益準備金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 合 計 |
| 退 職 給 与 積 立 金 | | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 785 | 300 | 24,800 | 21,752 | 47,637 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | △970 | △970 |
| 当 期 純 利 益 | | | | 3,328 | 3,328 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | — | 2,357 | 2,357 |
| 当 期 末 残 高 | 785 | 300 | 24,800 | 24,110 | 49,995 |

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純資産合計 |
|---------------------|---------|--------|------------------|------------------------|--------|
| | 自 己 株 式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | △7,321 | 52,924 | 650 | 650 | 53,574 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | △970 | | | △970 |
| 当 期 純 利 益 | | 3,328 | | | 3,328 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | △1 | △1 | | | △1 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | 856 | 856 | 856 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △1 | 2,356 | 856 | 856 | 3,212 |
| 当 期 末 残 高 | △7,322 | 55,280 | 1,506 | 1,506 | 56,787 |

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式：総平均法による原価法

その他有価証券：時価のあるものは決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
時価のないものは総平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・商品・仕掛品：総平均法

原材料：総平均法

貯蔵品・容器（原材料）：最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産：建物（建物附属設備は除く）

① 1998年3月31日以前に取得したものの
旧定率法

② 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したものの
旧定額法

③ 2007年4月1日以後に取得したものの
定額法

建物附属設備、構築物

① 2007年3月31日以前に取得したものの
旧定率法

② 2007年4月1日以後に取得したものの
定率法

③ 2016年4月1日以後に取得したものの
定額法

機械装置

① 2007年3月31日以前に取得したものの
旧定額法

② 2007年4月1日以降に取得したものの
定額法

車両運搬具、工具、器具及び備品

① 2007年3月31日以前に取得したものの
旧定率法

② 2007年4月1日以後に取得したものの
定率法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間定額法

| | |
|-----------------------|--------|
| なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 | |
| 建物及び構築物 | 10～50年 |
| 機械装置 | 8年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～10年 |
| リース資産 | 6年 |

(2) 無形固定資産：定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌事業年度から定額法により5年間で費用処理しております。

過去勤務費用はその発生時の事業年度で一括して費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により処理しております。

(表示方法の変更)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 繰延税金負債91百万円

将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを基に、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。

将来の課税所得見込額はその時の経営環境等により変動するため、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合は、当社の繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 投資有価証券(非上場株式) 891百万円

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式について、投資先の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合、回復可能性を判断した上で、評価額の切り下げの要否を決定しております。

将来において投資先の業績が著しく低下し、投資有価証券の評価額の切り下げを行うこととなった場合、翌期以降の当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 17,873百万円 |
| 2. 担保受入金融資産 | |
| 売掛債権の担保として受け入れている自由処分権のある有価証券の時価は223百万円であります。 | |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く) | |
| 短期金銭債権 | 2,055百万円 |
| 短期金銭債務 | 794百万円 |
| 長期金銭債務 | 16百万円 |
| 4. 国庫補助金による圧縮記帳額は、建物37百万円、機械装置186百万円であり、貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。 | |

(損益計算書に関する注記)

| | |
|-----------------|----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 4,155百万円 |
| 仕入高 | 1,647百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 94百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 134百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

| | |
|-----------------|------------|
| 当事業年度末における自己株式数 | |
| 普通株式 | 1,276,779株 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|--------------|---------------|
| 退職給付引当金 | 307百万円 |
| 賞与引当金 | 98百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 66百万円 |
| 未払事業税 | 51百万円 |
| ゴルフ会員権評価損 | 41百万円 |
| 減価償却超過額 | 25百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 20百万円 |
| 未払社会保険料 | 11百万円 |
| その他 | 17百万円 |
| 繰延税金資産合計 | <u>639百万円</u> |

繰延税金負債

| | |
|--------------|---------------|
| その他有価証券評価差額金 | 731百万円 |
| 繰延税金負債合計 | <u>731百万円</u> |
| 繰延税金負債純額 | 91百万円 |

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の 所有割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----------|----------------------|---------------|----------------------------|------------------|----------------|------------|--------------|
| 関連 会社 | 日本クエーカー・ ケミカル株式会社 | 所有 | 当社製品の販売 原材料の購入 役員の兼任 | 売上(注)1 仕入(注)2 | 3,914 1,628 | 売掛金 買掛金 | 1,880 792 |
| | | 直接 50% | | | | | |
| | | 間接 — | | | | | |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 売上：製品の販売単価は、製品製造原価に管理費を加算した金額により毎期価格交渉の上決定しております。

(注) 2. 仕入：原材料の購入単価は、市場価格に基づいた価格交渉の上決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|------------|------------|
| 1株当たり純資産額 | 17,549円29銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 1,028円50銭 |

独立監査人の監査報告書

2021年5月8日

松本油脂製菓株式会社

取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人
大 阪 事 務 所

代表社員 公認会計士 小 田 利 昭 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 加 賀 谷 剛 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 山 本 啓 介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、松本油脂製菓株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松本油脂製菓株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月8日

松本油脂製薬株式会社

取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人
大 阪 事 務 所

代表社員 公認会計士 小 田 利 昭 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 加 賀 谷 剛 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 山 本 啓 介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松本油脂製薬株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

松本油脂製菓株式会社 監査役会
常勤監査役 山根 紳一郎 ㊟
監査役 三嶋 孝司 ㊟
監査役 叶 智加羅 ㊟
監査役 西本 清一 ㊟

(注) 監査役三嶋孝司、監査役叶智加羅及び監査役西本清一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第83期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の経営環境を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 300円 総額 970,761,600円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月30日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(7名)が任期満了となりますので、あらためて、取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------|---|-------------|
| 1 | 木村直樹 (1948年1月26日生) | 1971年4月 株式会社朝日新聞社入社 1975年1月 当社取締役 1978年9月 当社入社 1982年12月 日本クエーカー・ケミカル株式会社取締役(現任) 1986年4月 当社取締役副社長 1992年7月 代表取締役社長(現任) 1999年4月 松本興産株式会社代表取締役社長(現任) 重要な兼職の状況 松本興産株式会社代表取締役社長 | 133,247株 |
| 2 | 山田正幸 (1957年9月14日生) | 2008年6月 当社経理部長 2013年11月 管理本部副本部長兼総務部長兼コンピュータ室長 2015年6月 取締役管理本部副本部長兼総務部長兼コンピュータ室長 2016年10月 常務取締役管理本部副本部長兼管理部長兼コンピュータ室長 2019年7月 常務取締役管理本部副本部長兼管理部長 2020年6月 代表取締役専務管理本部長兼管理部長(現任) | 400株 |
| 3 | 久下修平 (1953年11月29日生) | 2006年1月 当社第三営業部長 2010年10月 大阪製造部長 2013年4月 静岡製造部長 2014年6月 取締役生産本部副本部長兼静岡製造部長 2015年6月 常務取締役生産本部副本部長兼静岡製造部長 2016年4月 常務取締役生産本部長兼製造部長 2016年10月 専務取締役生産本部長兼製造部長 2018年6月 専務取締役技術生産本部長兼技術部長(現任) | 1,000株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------------------|--|-------------|
| 4 | おおかだゆきひさ 岡田幸久 (1960年1月15日生) | 2008年6月 当社管理部長 2013年11月 管理本部副本部長兼購買部長 2015年6月 取締役管理本部副本部長兼購買部長 2016年10月 常務取締役営業本部副本部長兼輸出部長 2017年6月 常務取締役営業本部長兼輸出部長 2020年6月 専務取締役営業本部長兼輸出部長（現任） | 400株 |
| 5 | たちばなこうりん 橘興林 (1965年1月3日生) | 2011年6月 当社輸出部副部長 2018年6月 取締役営業本部副本部長（現任） | 400株 |
| 6 | やなぎだのぼる 柳田登 (1949年3月18日生) | 1971年4月 株式会社クラレ入社 2001年4月 POVAL ASIA PTE LTD.（シンガポール）社長 2003年4月 株式会社クラレ執行役員エバール事業部長 2006年4月 SEPTON COMPANY OF AMERICA（米国）社長 2007年4月 株式会社クラレ執行役員新潟事業所長 2009年4月 株式会社クラレ執行役員PVB事業部長 2015年6月 当社社外取締役（現任） | 0株 |
| 7 | つじたかし 辻卓史 (1942年10月3日生) | 1966年4月 宇部興産株式会社入社 1983年10月 鴻池運輸株式会社入社常任顧問 1983年12月 鴻池運輸株式会社専務取締役 1987年12月 鴻池運輸株式会社代表取締役副社長 1989年12月 鴻池運輸株式会社代表取締役社長 2000年6月 鴻池運輸株式会社代表取締役会長 2017年6月 鴻池運輸株式会社取締役会長（現任） 重要な兼職の状況 京阪神ビルディング株式会社社外取締役 | 400株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 柳田登氏、辻卓史氏は、社外取締役候補者であります。なお、柳田登氏、辻卓史氏の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要
- ①柳田登氏は、国内外において化学品事業の企業経営に長年携わってこられており、その幅広い知識と経験を当社経営の監督に活かしていただくことで、取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ②辻卓史氏は、長年にわたり会社代表者として経営に携わってこられた実績を有しております。その幅広い知識と経験を当社経営の監督に活かしていただくことで、取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、2021年6月24日をもって、鴻池運輸株式会社取締役会長を退任される予定であります。
4. 柳田登氏が当社の社外取締役に就任してからの年数（本總會終結の時まで）は、6年であります。
5. 当社は、柳田登氏との間で会社法第423条第1項の損害責任を限定する限定契約を締結しており、同氏が再任された際には、法令が規定する限度額に責任を限定する旨の本契約を継続する予定であります。また、辻卓史氏が選任された際には、同氏との間で同契約を新規締結する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役山根紳一郎氏と三嶋孝司氏が退任され、また、監査役西本清一氏は任期満了となりますので、あらためて、監査役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------|--|-------------|
| 1 | 柴野道宏 (1963年7月24日生) | 2012年4月 当社第一研究部長 2017年6月 取締役研究本部副本部長兼第一研究部長兼第二研究部長兼合弁事業室長 2017年11月 取締役技術生産本部副本部長兼第三研究部長兼合弁事業室長 2020年3月 取締役技術生産本部副本部長（繊維部門担当）兼合弁事業室長（現任） | 400株 |
| 2 | 西本清一 (1947年6月6日生) | 1993年12月 京都大学工学部教授 2006年4月 京都大学副学長・京都大学大学院工学研究科長・工学部長 2011年1月 京都市産業技術研究所所長 2012年4月 京都大学名誉教授 2012年7月 京都高度技術研究所（現：公益財団法人京都高度技術研究所）理事長（現任） 2013年6月 当社社外監査役（現任） 2014年4月 地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長（現任） 重要な兼職の状況 公益財団法人京都高度技術研究所理事長 地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長 | 0株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 西本清一氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
 3. 社外監査役候補者の選任理由
 西本清一氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、研究・教育に加え大学組織運営に長年携わってこられました。化学分野におけるその高度な専門知識と幅広い経験を、当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
 4. 監査役との責任限定契約について
 当社は、西本清一氏との間で会社法第423条第1項の損害責任を限定する限定契約を締結しており、西本清一氏が再任された際には、法令が規定する限度額に責任を限定する旨の本契約を継続する予定であります。また、柴野道宏氏が選任された際には、同氏との間で同契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位 | 所有する当社の 株式の数 |
|--|--|-----------------|
| いし かわ とし ひこ 石川俊彦 (1951年9月6日生) 【公認会計士】 | 1977年4月 昭和監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所 1981年3月 株式会社ビジネスブレイン昭和（現：株式会社ビジネスブレイン太田昭和）入社 1991年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和取締役 2004年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和専務取締役 2008年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和取締役副社長 2009年4月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和代表取締役社長 2020年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和代表取締役会長 （現任） 重要な兼職の状況 株式会社ビジネスブレイン太田昭和代表取締役会長 | 0株 |

- (注) 1. 石川俊彦氏が代表取締役会長を務める株式会社ビジネスブレイン太田昭和と当社との間には、当社システムの一部において保守契約等の締結がありますが、直近事業年度においてその規模は、同社の連結売上高の0.003%未満であります。その他同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石川俊彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏が社外監査役に就任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由
石川俊彦氏は、経営コンサルタント業界において企業経営者として長年指揮を執ってこられた実績があり、また公認会計士としての高い見識も有しております。その幅広い知識と経験を当社の監査に活かしていただきたく、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役との責任限定契約について
当社は、石川俊彦氏が社外監査役に就任された場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害責任を法令が規定する限度額に限定する限定契約を締結する予定であります。

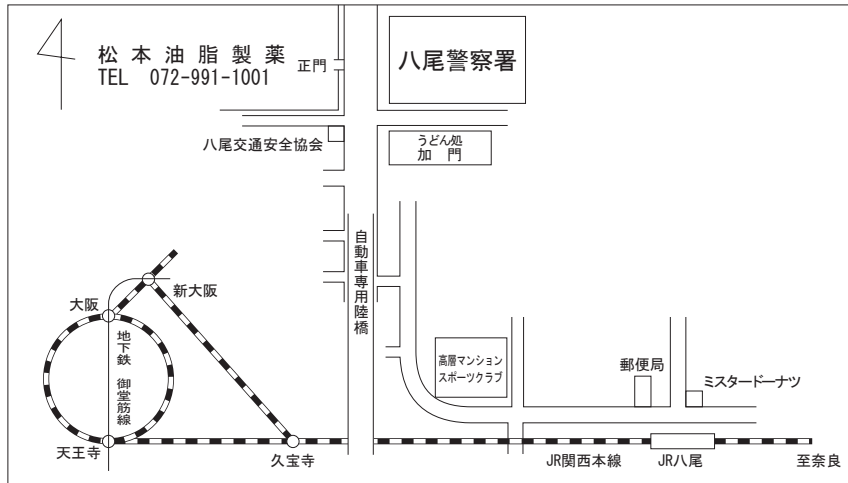
以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府八尾市渋川町2丁目1番3号
本社 第二研究ビル2階会議室

交 通 J R 関西本線
「八尾」 駅下車（普通電車のみ停車）
徒歩約8分

株主総会にご出席の株主様への「お土産」及び「食事会」は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



（なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからず
ご了承くださいますようお願い申し上げます。）